

阪神水道企業団公告

下記について、郵便応募式一般競争入札（土地売却）に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和7年3月31日

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が入札に付する事項は下記のとおりとする。

名称

郵便応募式一般競争入札（土地売却）

1 案件の内容

契約管理番号	240278
業務名称	郵便応募式一般競争入札（土地売却）
入札に付する事項の内容	阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の保有地（神戸市東灘区住吉山手5丁目1682番1、1682番2、1645番2）について、現状有姿売却を実施する。
入札参加申込	令和7年4月8日(火)から令和7年6月2日(月)まで（必着）
売却希望価格	1,084,170,000円
入札保証金	あり
参加資格	<p>（1）申込みは、個人、法人を問わずどなたでも可能です。</p> <p>（2）2者以上の共有名義で申し込むことも可能です。</p> <p>（3）申込みされた方が購入者となります。</p> <p>（4）次のアからクまでに該当する者は、入札に参加することはできません。</p> <p>ア 売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員又は暴力団の事務所その他これに類する用途に利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者</p> <p>イ 売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用しようとする者</p> <p>ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員</p> <p>エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員</p> <p>オ 当該入札に係る土地に関する事務に従事する当企業団の職員</p> <p>カ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者</p> <p>キ 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者</p> <p>（ア）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p>

	<p>(イ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>(ウ) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者</p> <p>(エ) (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者</p> <p>ク 入札参加申込書を指定期日までに提出していない者</p>
--	---

2 スケジュール

入札の公告	令和7年3月31日(月)
入札申込受付	令和7年4月8日(火)～令和7年6月2日(月)郵送のみ必着
現地見学会※1	令和7年4月22日(火) 10:00～
質問受付期間※2	令和7年4月8日(火)～令和7年5月9日(金)
入札参加資格証送付	令和7年6月6日(金)
入札保証金の納入期限	令和7年6月18日(水)
入札書等書留郵便受付	令和7年6月9日(月)～令和7年6月20日(金)
開札	令和7年6月23日(月)
売買代金の支払期限	令和7年7月11日(金)
落札結果公表	令和7年7月25日(金)

※1 現地へは駐車場が無いいため、公共交通機関をご利用の上、お越し下さい。(事前申込不要)。なお、現地見学会での質疑応答は一切行いません。

※2 質問事項については、入札公告ページ上の「設計図書に関する質問事項」フォームにより受け付けることとし、10日後を目途に回答いたします。

3 共通事項

その他留意事項	<p>(1) 本件に関しては、「令和7年度郵便応募式一般競争入札(土地売却)入札説明書」を熟読の上、内容を把握した上で参加すること。</p> <p>(2) 受付は郵送のみとし、持参、電話、FAX及びEメールによる申込みはできません。</p>
その他本書に記載のない事項、質問事項等についての問合せ先	<p>阪神水道企業団 総務部総務課契約係</p> <p>〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号</p> <p>電話(078)431-1902(直通)</p> <p>E-mail keiyaku@hansui.or.jp</p> <p>問合せ対応は、土・日曜日、祝日を除く平日の9時から16時まで(ただし、12時から13時までを除く。)</p>

